

2024年3月29日

## ー取引先のSDGs/ESGへの取組みを後押しー 「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取組みについて

西日本シティ銀行（頭取 村上 英之）は、株式会社ニック（代表取締役 吉川 正男）と「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下「PIF」）の契約を締結しましたので、お知らせします。

PIFとは、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与える影響を包括的に分析し、特定されたポジティブインパクト（プラスの貢献）の向上と、ネガティブインパクト（マイナスの影響）の緩和・低減に向けて、KPI※1を設定し、金融機関がモニタリングしながらKPI達成に向けて支援する融資です。

当行は、地域金融機関として、SDGs/ESGに取り組む企業を支援することで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

※1 KPIとは、Key Performance Indicatorの略で目標を達成する上で、その達成度合いを計測・モニタリングするための定量的な指標のことです。

### 記

#### 1. PIFの契約内容

契約日	2024年3月29日
融資額	250百万円
期間	5年
資金用途	運転資金

#### 2. 設定したKPI（詳細は別紙「評価書」をご参照ください）

環境面のKPI	<ul style="list-style-type: none"><li>2024年度までに当社における紙の使用量について、コピー機のカウンターによるモニタリングを開始する。</li><li>2029年度までに紙の使用量を2024年度比で20%削減する。</li></ul>
社会面のKPI	<ul style="list-style-type: none"><li>地域支援体制加算※2の施設基準を満たす薬局の数を2028年度までに20店舗に増加させる（2024年3月1日現在14店舗）。</li><li>2024年度までに管理職に占める女性の割合を50%以上とし、この割合を維持する（2024年3月1日現在46%）。</li></ul>
経済面のKPI	<ul style="list-style-type: none"><li>電子処方箋の受け付けに対応する薬局の数を2028年度までに全店舗にする（2024年3月1日現在1店舗）。</li></ul>

※2 地域支援体制加算とは、地域医療に貢献している薬局を評価するために設けられた加算であり、かかりつけの薬剤師による適切な薬学的管理や服薬指導の実績、在宅薬剤管理の実績、休日や夜間の対応実績などが評価項目です。

（注）当行はKPIのモニタリングを通じ、KPI達成にむけて各種支援を行います。

### 3. 企業の概要

会社名	株式会社ニック
所在地	福岡県福岡市博多区山王 1 丁目 12-19
設立	1989 年 2 月
業種	医薬品卸売業
特長	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 当社は、健康を重視する強い姿勢の下、調剤薬局を主軸事業としてヘルスケア事業を展開しており、九州および関東を中心に全国 11 都道県で 76 店舗の調剤薬局を運営しています。</li><li>▶ また、当社は、M&amp;A による事業拡大により薬局業界における後継者問題の解決に取り組んでいます。</li></ul>

以上

本件に関するお問い合わせ先  
法人ソリューション部 渡辺・高橋 TEL 092-476-2741

ポジティブ・インパクト・ファイナンス  
評価報告書  
(株式会社ニック)

2024年3月29日

公益財団法人 九州経済調査協会

---

# 目次

<要約> .....	3
1. 業界動向.....	8
2. サステナビリティ活動と KPI の設定.....	12
2-1 環境面での活動と KPI .....	12
2-2 社会・環境・経済面での活動と KPI.....	14
2-3 社会面での活動と KPI.....	15
2-4 社会・経済面での活動と KPI.....	16
3. 包括的分析 .....	20
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析 .....	20
3-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定.....	20
3-3 特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性.....	21
3-4 インパクト領域の特定方法.....	21
4. 地域経済に与える波及効果の測定 .....	22
5. マネジメント体制.....	23
6. モニタリングの頻度と方法.....	23

(公財)九州経済調査協会は、(株)西日本シティ銀行が、(株)ニック(以下、ニック)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、ニックの企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響およびネガティブな影響)を分析・評価した。

分析・評価に当たっては、(株)日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業<sup>1</sup>に対するファイナンスに適用している。

## <要約>

ニックは福岡県福岡市に本社を置く会社であり、1989 年に有限会社奈多松原薬局として創業した。以降、調剤薬局を主軸事業としてヘルスケア事業を展開している。同社は、自社による新規出店とともに M&A による事業の拡大も行っており、福岡県と東京都を中心に同社が運営する店舗数は 76 店舗にのぼる。各店舗では、地域住民の健康に関するさまざまな相談を受け付ける健康サポート薬局認定店舗や卒煙相談員が配置された卒煙サポート薬局など、地域住民の健康増進に資する重要な拠点としての機能を担っている。2023 年開始の電子処方箋に対し、全店舗で薬剤師が電子処方箋を扱うことができる資格取得の対応が完了するなど、国の動きに対しても積極的に対応している。

1999 年には、介護事業部を立ち上げ、介護・福祉用品のレンタル・販売事業を手がけ、適切な用具の選び方、使い方をアドバイスしている。また、病院・医院の新規開業や経営課題等に対するコンサルティング業務も請け負っており、医療関係事業者の開業支援や経営支援を行っている。

同社のサステナビリティ活動などを分析した結果、ポジティブ・インパクトとして「健康・衛生」、「教育」、「雇用」、「包摂的で健全な経済」、「経済収束」を、ネガティブ・インパクトとして「雇用」、「廃棄物」を特定し、そのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、同社の経営の持続可能性を高める 5 つの領域について、KPI が設定された。

### 今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	250,000,000 円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	5 年 0 カ月

<sup>1</sup> IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

## 企業概要

企業名	株式会社ニック	
所在地	<p>【本社】 〒812-0015 福岡県福岡市博多区山王1丁目12-19 吉川ビル1F</p> <p>【コモンド事務所】 〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町2-4 KSコモンドビル8F</p> <p>【関東事業本部】 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-6-8 大湯ビル1F</p>	
従業員数	409名(2024年2月29日時点)	
資本金	3,500万円	
業種	<p>専門店による医薬品、医療品及び化粧品・洗面用品小売業</p> <p>※産業格付は国際標準産業分類(ISIC)による</p>	
事業内容	調剤薬局、医薬品販売、介護用品販売・貸与、医薬経営コンサルタント、人材派遣	
沿革	<p>1989年2月 福岡県福岡市に有限会社奈多松原薬局 設立</p> <p>1999年6月 株式会社ニックに社名変更 介護事業部 設立</p> <p>2005年7月 東京都中央区に関東事業本部 設立</p> <p>2009年7月 福岡県福岡市にコモンド事務所 開設</p>	

## 関連会社

企業名	所在地	事業内容
株式会社 リーフアーマ	福岡県福岡市	子会社の運営・サポート

## 店舗一覧

### ■福岡県

- ・ 誠心堂薬局
- ・ そよかぜ薬局
- ・ ニック調剤薬局 薬院店
- ・ 奈多松原薬局
- ・ ニック調剤薬局 三苦店
- ・ ニック調剤薬局 塩浜店
- ・ ニック調剤薬局 千早店
- ・ ニック調剤薬局 日の里店
- ・ 上白水薬局
- ・ ニック星見ヶ丘薬局
- ・ ニック調剤薬局 井尻店
- ・ ニック調剤薬局 春日店
- ・ ニック調剤薬局 筑紫野店
- ・ ニック調剤薬局 白木原店
- ・ コスモス薬局 山田店
- ・ ニック調剤薬局 みずま店
- ・ ニック調剤薬局 飯倉店
- ・ ニック調剤薬局 城西店
- ・ 西新調剤薬局
- ・ ニック調剤薬局 西の丘店
- ・ ニック調剤薬局 穂波店
- ・ ニック調剤薬局 生の松原店
- ・ ニック調剤薬局センター
- ・ ニック小倉記念前薬局
- ・ ニック調剤薬局 三萩野店
- ・ ニック調剤薬局 葛原店
- ・ れもん薬局
- ・ ニック調剤薬局 湯川店
- ・ たかのす薬局
- ・ コスモス薬局 行事店

### ■長崎県

- ・ ニック調剤薬局 ごとう店
- ・ ニック調剤薬局 木場店
- ・ ニック調剤薬局 本店
- ・ 早苗町調剤薬局
- ・ ニック調剤薬局 高砂店

### ■鹿児島県

- ・ まいづる薬局
- ・ ニック調剤薬局 国分西店
- ・ きんせい薬局
- ・ ニック調剤薬局 はやと店
- ・ アトム薬局二号店

### ■山口県

- ・ ニック調剤薬局 宇部店
- ・ ニック調剤薬局 豊町店
- ・ ニック調剤薬局 下関店
- ・ ニック調剤薬局 アカダ店
- ・ アカダ薬局 長府店
- ・ アカダ薬局 新下関店
- ・ アカダ薬局 安岡店
- ・ アカダ薬局 羽山店
- ・ ベル薬局 宮田店
- ・ ベル薬局 南部店

### ■岡山県

- ・ あおやま薬局 岡南店

### ■東京都

- ・ ひまわり薬局 茅場町店
- ・ ニックハート薬局
- ・ けやき坂薬局
- ・ フラワー薬局 新宿店
- ・ ニック有明調剤薬局
- ・ ニック雪谷大塚薬局
- ・ ニック向原薬局
- ・ ニック鶴川薬局
- ・ ニック戸越銀座薬局
- ・ さくら薬局 向丘店
- ・ ニック千駄木薬局
- ・ ニック西新井薬局
- ・ ニック大島薬局
- ・ スリーアイ薬局 大島店
- ・ ニック狛江薬局
- ・ みよし薬局

### ■神奈川県

- ・ アイテル薬局 横浜西口店
- ・ みどり薬局 中村町店
- ・ ニック東戸塚薬局
- ・ ニック湘南みずき薬局
- ・ ニックあおば薬局
- ・ ファーマシイ浦賀
- ・ たんぽぽ薬局

### ■埼玉県

- ・ フラワー薬局 久喜店
- ・ みさき薬局

### ■千葉県

- ・ スリーアイ薬局 浦安店

### ■宮城県

- ・ ニック泉大沢薬局

### ■北海道

- ・ ニック札幌センター薬局
- ・ ニック函館センター薬局

## 事業概要

### 事業概況

#### 【特長】

ニックは福岡県福岡市に本社を置く会社であり、1989年に有限会社奈多松原薬局として創業した。同年、福岡県福岡市に奈多松原薬局を開局して以降、調剤薬局を主軸事業としてヘルスケア事業を展開している。

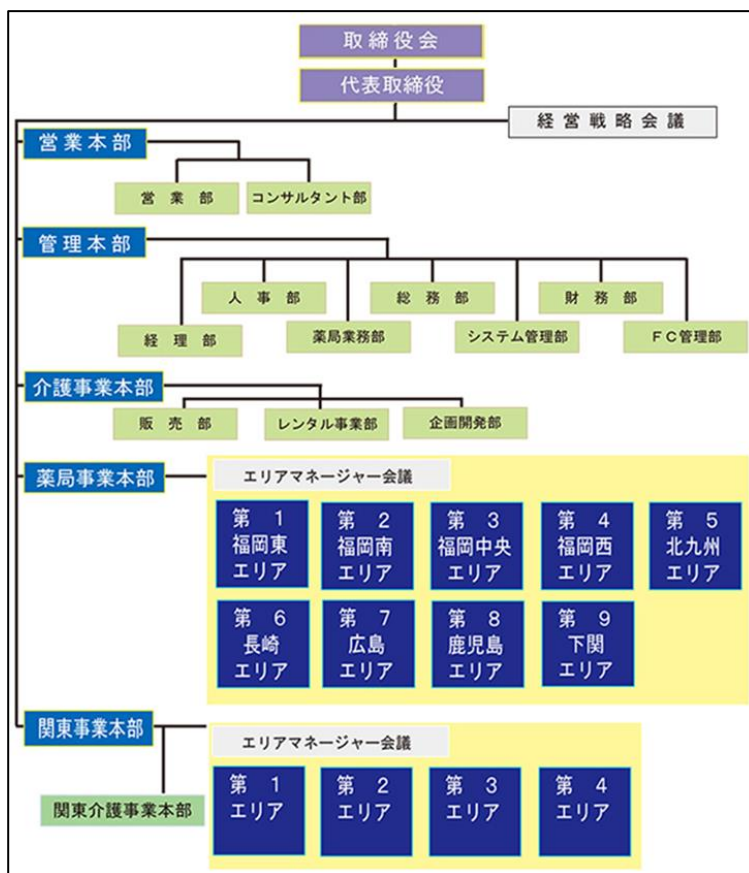
事業展開として創業当初は、医療機関の周辺で薬局を開業する形態が多かった。しかし、近年は薬局業界全体で共通する後継者問題の影響を受け、現在は問題はないものの、近い将来運営が困難となる可能性がある薬局も出てきている。これらの薬局についてはM&Aを行い、元のオーナーが残る形を取ることで、地域に根ざした医療サービスの提供を継続している。その結果、同社が運営する店舗数は福岡県と東京都を中心に全国11都県にまたがり、総数76店舗(2024年3月1日現在)にのぼる。

各店舗では、調剤業務だけでなく、地域住民の健康に関するさまざまな相談を受け付ける健康サポート薬局認定店舗や福岡県が養成した卒煙相談員が配置された卒煙サポート薬局など、地域住民の健康増進に資する重要な拠点としての機能を担っている。国の動きとの連動も積極的に行っており、2023年1月26日に開始された電子処方箋に対しては、全店舗で薬剤師が電子処方箋を扱える資格取得に対応している。

2000年に創設された介護保険制度に先立って1999年からは介護事業部を立ち上げ、介護・福祉用品のレンタル・販売事業を手がけるようになった。同社の福祉用具専門相談員<sup>2</sup>が相談に応じ、要介護や障害の程度、住宅構造・環境をふまえたうえで、適切な用具の選び方、使い方をアドバイスしている。

また、同社では病院・医院の新規開業や経営課題等に対するコンサルティング業務を行っている。開業を希望する医療関係者からの相談を受け、進出可能な土地の調査や、進出可能な土地がすでにある場合は、条件と合致する医療関係者にその土地を紹介する形で開業支援を行っている。

#### ▼ニック組織図



資料)ニックHP

<sup>2</sup> 福祉用具専門相談員とは、指定講習を受講しカリキュラムを修了することで認定される資格である。介護保険の指定を受けた福祉用具の貸与、販売を行う事業所において、2名以上の配置が義務付けられている。



## 【創業に至る経緯】

ニックの代表取締役社長である吉川氏は元々、家業を継ぐ形で吉川製菓<sup>3</sup>の代表を務めており、自社ブランドのアイス・キャンディーだけでなく、他社の商品も取り扱う製造・卸売事業を展開していた。

ニックの第1店舗目である奈多松原薬局は、吉川氏自身が立ち上げたわけではなく、薬剤師の友人が運営していた店舗である。なお、この薬局は、その友人の父親が経営する医院の近くに立地しており、医薬分業が進展する中、同族経営へのハードルもあったため、別に代表者を立てていた。

そして、その友人から経営の相談を受けた吉川氏は、役員として経営に参加し、事業の改善に取り組むことになる。経営に参画してから半年の間に、会社は全体として黒字を達成するも、キャッシュフローの一時的なマイナスなどの課題に直面した。そうした課題に対し、吉川氏は同薬局への金銭的な支援などの対応を行い、近くに皮膚科の医師に開業してもらい処方を受け

ることで経営の安定を図った。最終的には、吉川氏が同薬局の代表となる。

その後、新たに調剤薬局の店舗展開をする予定はなかったものの、知人の薬剤師からの相談を受け、福岡県福岡市にニック調剤薬局三苦店という薬局を開業することとなる。3店舗目に関しても、出店してほしいとの要望があったことから、前2店舗の近辺に開業した。それ以降、徐々に店舗数を拡大していった。

現在、同社が事業を拡大するうえで、重要な取り組みとなっているM&Aを始めたきっかけとなったのが、誠心堂薬局である。この薬局は吉川氏の知人が運営しており、100年の歴史を持ちながらも経営破綻の状態にあったが、問屋との交渉を通じて、経営再建を試みることとなった。債権者との協議を経て、任意整理により負債を大幅に削減し、2つの薬局の運営を引き継ぐこととなる。

同社は2005年7月に関東事業本部を設立した。このきっかけとなったのが、福岡県福岡市にある奈多創生園という800床程度の介護老人福祉施設から、薬の飲み間違いなどに対するリスクマネジメントコンサルティングとして薬剤師を派遣してほしいとの要望を受けたことである。当時としては類似した事業を行う事業者が存在しなかったことから、他社とともに新規事業として東京都で展開する流れとなった。その拠点とする薬局を開業するために、がん研有明病院が東京都江東区に移転すると同時にニック有明調剤薬局を開業した。また、それらを紹介してくれた薬局をM&Aすることとなり東京都での店舗数が一気に増加したことから、関東事業本部を設立している。

## 企業理念

ニックは経営理念を明示するかたちでは掲げておらず、従業員に対して直接的に発信することも少ない。しかし、その根底には健康を重視するという強い姿勢が流れている。この企業は、具体的な数値目標、例えば店舗数や売上げ目標を公表して競争を促すのではなく、現在の業務におけるプロセスと成長、そしてその過程を通じた社会への貢献に価値を見出している。

この姿勢は、行政との連携を重視し、心と身体の健康への支援を事業の核とする事業運営にも反映されている。同社は、行政施策や医療制度の変遷をふまえて、それに沿ったサービスを提供することにより、社会的ニーズに応えている。数値目標を超えた価値の提供に焦点を当てることで、従業員の自己実現と社会全体の健康のケアに貢献している。

▼奈多松原薬局



資料)ニック HP

<sup>3</sup> 吉川製菓は、福岡県福岡市に本店を置く会社であり、アイスクリーム等の製造・卸売を主軸事業として展開していた。

# 1. 業界動向

## 市場動向

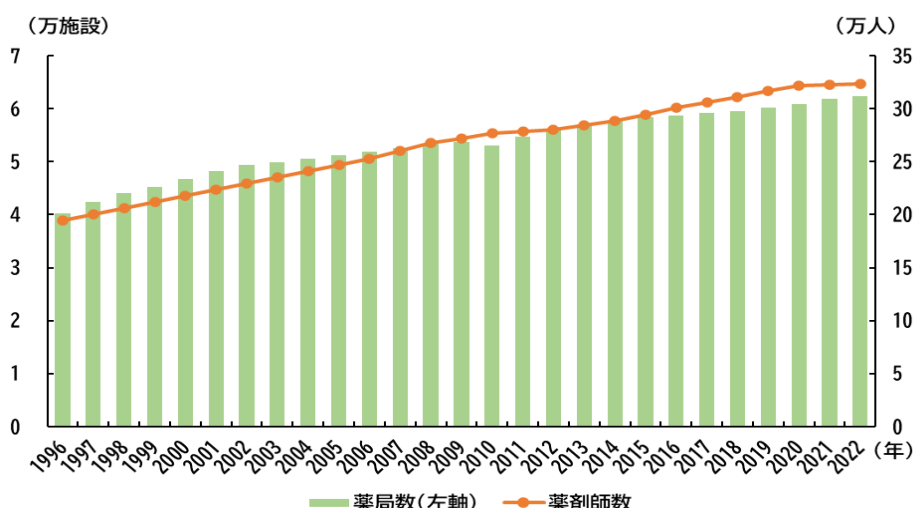
本項では、ニックの主軸事業を中心とした業界動向についてまとめる。

同社の主軸事業である調剤薬局は、主に医師の処方箋に基づき医薬品を調剤し、販売等を行う。調剤薬局に配置される薬剤師は、処方された薬の調剤だけでなく、その使用方法、効能、副作用、他の薬剤との飲み合わせといった、さまざまな情報を患者に提供し、健康と安全を守っている。近年、調剤薬局の役割はさらに広がっており、健康相談や生活習慣病に関する予防指導、在宅医療での薬剤管理など、調剤薬局のサービス範囲は拡大している。これらのサービスは、薬局が医療提供体系の中で果たす役割をより重要なものにしていく。

このような調剤薬局の活動は、医薬分業の概念と密接に関連している。医薬分業とは、医師が患者に処方箋を出し、薬局の薬剤師がそれに基づいて調剤を行うことで、医師と薬剤師がそれぞれの専門性を発揮し、安全で質の高い薬物療法を患者に提供する仕組みを指す。これにより医療の質の向上と患者の健康な生活を確保することを目的としている。薬局の薬剤師が患者の状態や服用薬を一元的・継続的に把握することで、重複投薬、相互作用の確認、副作用や効果の継続的確認が可能となり、薬物療法の安全性と有効性が向上する。さらに、後発医薬品の使用促進による医療費削減効果や、在宅医療における残薬管理での薬剤費削減効果も重要な意義として挙げられている。実際、日本では1974年の診療報酬改定をきっかけに医薬分業が進み、2022年度の医薬分業率は全国で76.6%<sup>4</sup>となっている。これにより、後発医薬品への変更による適正化額が約4,000億円、在宅高齢者の残薬管理による薬剤費削減効果が約400億円と試算されている。

これらのような調剤薬局の役割の変化と医薬分業の推進は、薬局業界の成長に影響を与えており、薬局数と薬剤師数の増加という形で現れている。1996年には約4万施設だった薬局数が、2019年には6万施設を突破し、2022年には約6万2千施設に達した。同様に、薬剤師の数も1996年の約19.4万人から2022年には約32.4万人へと増加し、約1.7倍になった。これらの数字は、医療の質の向上や患者の健康ニーズの増加に伴い、調剤薬局業界も拡大していることを示している。

▼薬局数及び薬剤師数の推移

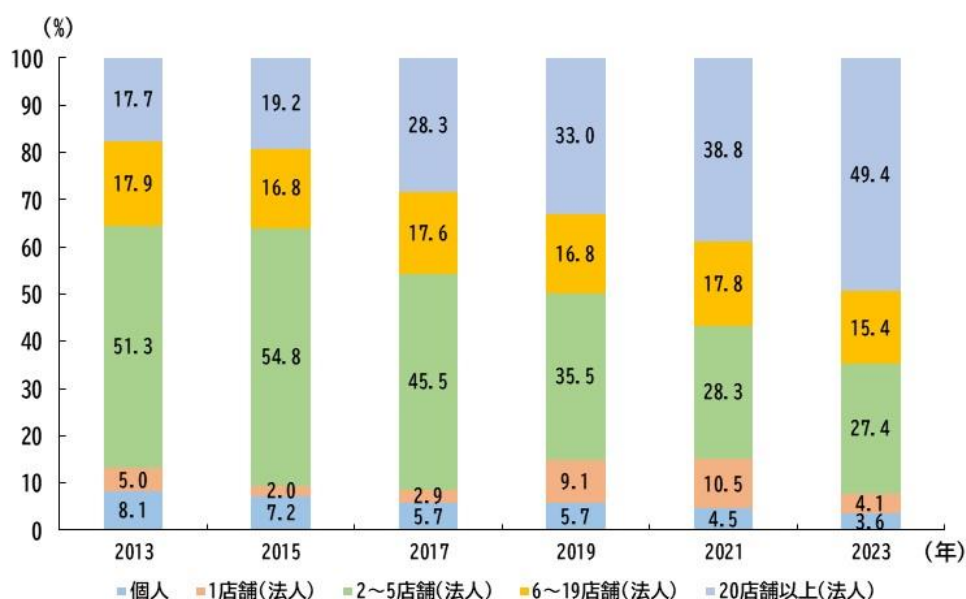


注) 薬局薬剤師数については、「医師・歯科医師・薬剤師統計」の調査年以外の年は、前後の年の平均値(資料)厚生労働省「衛生行政報告例」および厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」より九経調作成

<sup>4</sup> 公益社団法人ホームページ「医薬分業進捗状況(保険調剤の動向)」

こうした中、薬局の運営主体に関しても特徴的な変化が見られる。2013年には薬局全体の51.3%を占めていた「2～5店舗を運営する法人」の割合が、2023年には27.4%に減少している。また、「薬局を運営する個人」「6～19店舗を運営する法人」の割合も僅かに減少し、2013年の8.1%および17.9%から、2023年にはそれぞれ3.6%および15.4%になっている。一方で、「20店舗以上を運営する法人」の割合は、2013年の17.7%から2023年には49.4%へ、大幅に上昇している。これらの傾向は、薬局運営において集約化が進みつつある業界構造の変化を示している。

▼同一法人の薬局の店舗数の推移



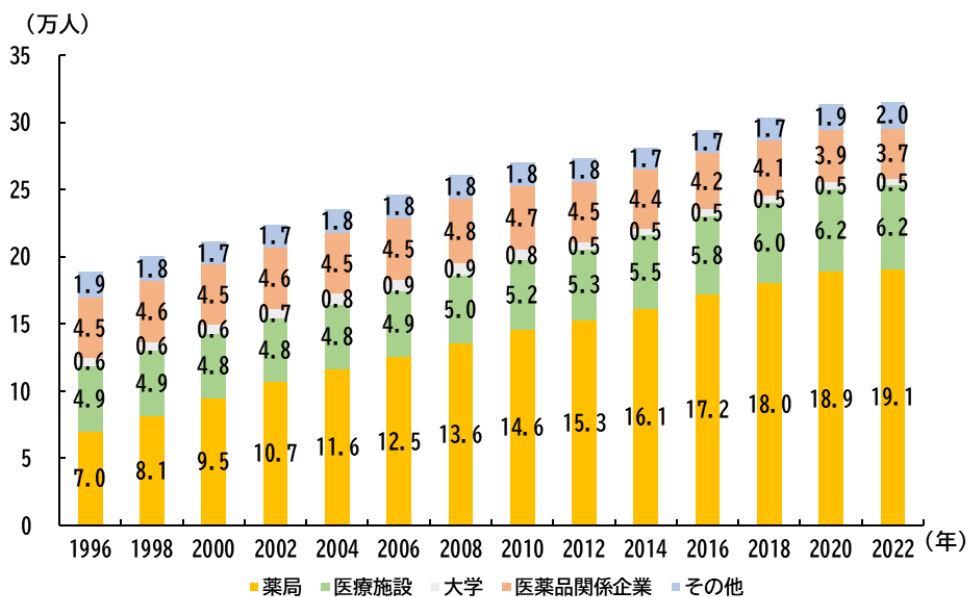
資料)厚生労働省「医療経済実態調査」より九経調作成

調剤薬局業界の拡大は、薬剤師数の変化にも表れている。前述のとおり、薬剤師の数は増加傾向にあり、1996年約19.4万人から、2020年には約32.2万人にまで増えている。この増加は、薬剤師に対する需要の高まりを示している。薬局での勤務者数は特に増加が顕著で、1996年の約7.0万人から2022年には約19.1万人へと大幅に増えているが、これは薬局のサービスが多様化し、薬剤師の業務が広がっていることを示唆している。

医療施設で働く薬剤師の数も増加しており、1996年の約4.9万人から2022年には約6.2万人へと成長しているが、この成長率は薬局での増加率よりも緩やかである。一方、大学での薬剤師数は減少傾向にあり、1996年の約0.6万人から2020年には約0.5万人に減少している。医薬品関係企業での薬剤師数も同様に減少しており、業界の変化や新たなビジネスモデルへの適応が影響していると考えられる。

その他のカテゴリーで働く薬剤師の数は1996年の約1.9万人からほぼ変わらず安定している。これには、薬剤師が従事する多岐にわたる職種が含まれており、薬剤師には多様なキャリアパスがあることを示している。

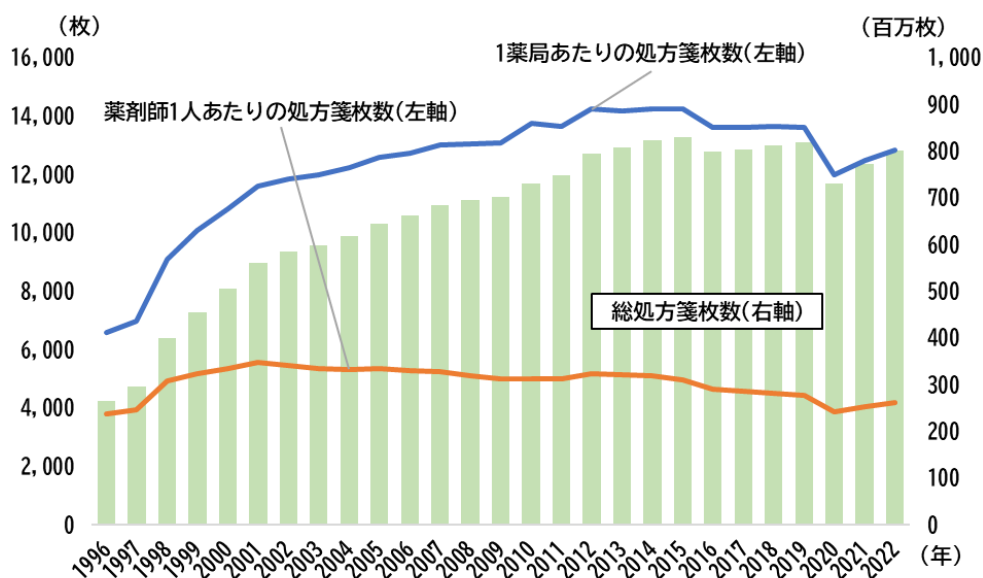
### ▼従事先ごとの薬剤師数の推移



資料)厚生労働省「衛生行政報告例」および厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」より九経調作成

処方箋枚数については増加傾向にある一方で、厚生労働省が所管する「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」のとりまとめによると、2030年には9.5億枚で頭打ちとなり、その後は横ばいで推移すると見込まれている。薬剤師数が増加傾向にあることから、薬剤師1人あたりの処方箋枚数も2000年代前半をピークとして、すでに減少傾向にある。同検討会においては、薬剤師の供給過剰が拡大する見込みであることが示されている。これらの状況をふまえ、2022年度調剤報酬改定では、「薬局薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進」が盛り込まれることとなった。

### ▼処方箋枚数の推移



資料)厚生労働省「衛生行政報告例」、厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」および(公社)日本薬剤師会「保険調剤の動向」より九経調作成

薬局薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換が求められている根底にあるのは、2015年に発出された患者のための薬局ビジョンである。

全国の薬局・薬剤師数が増加傾向にあることはこれまで見てきたとおりである。一方で、門前薬局の割合も多く、患者の服薬情報の一元的・継続的把握ができていないなど、患者本位の医薬分業になっていないといった指摘があった。これらを受け、2015年6月の経済財政諮問会議において、厚生労働大臣が患者本位のかかりつけ薬局に再編するために、ビジョンを策定すると表明した。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても、かかりつけ薬局の推進のための薬局全体の改革を検討することが明記された。これらの経緯をふまえ、患者本位の医薬分業の実現に向けて、薬局のありかたと改革の方向性を示すものとして、患者のための薬局ビジョンが策定されるに至った。このビジョンの根底には、患者本位の医薬分業を実現するという目標があり、次の3つの考え方がベースとなっている。

①立地から機能へ

医療機関の近隣にある門前薬局などの立地の良さだけでなく、薬剤師としての専門性や、ICTを活用した服薬情報の一元的・継続的把握、24時間対応や在宅対応などの患者ニーズに対応できる機能を充実させることで患者に選ばれる薬局を目指す。

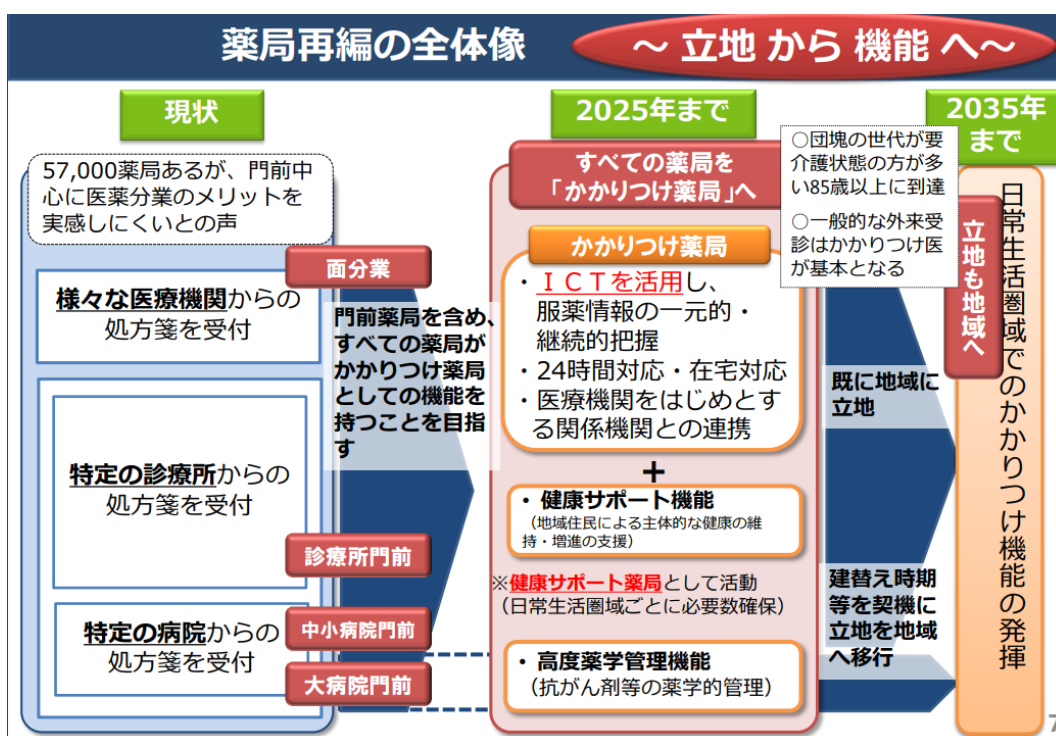
②対物業務から対人業務へ

患者に選択してもらえる薬剤師・薬局となるため、専門性やコミュニケーション能力の向上を通じ、薬剤の調製などの対物中心の業務から、患者・住民との関わりの度合いの高い対人業務へとシフトを図る。

③バラバラから一つへ

患者・住民がかかりつけ薬剤師・薬局を選択することにより、服薬情報が一つにまとまり、飲み合わせの確認や残薬管理など安心できる薬物療法を受けることができる。薬剤師・薬局が調剤業務のみを行い、地域で孤立する存在ではなく、かかりつけ医を始めとした多職種・他機関と連携して地域包括ケアの一翼を担う存在となる。

▼業界再編の全体像



資料)厚生労働省ホームページ「患者のための薬局ビジョン 概要」(2015年10月23日公開)

## 2. サステナビリティ活動と KPI の設定

### 2-1 環境面での活動と KPI

#### (1) 廃棄物発生を抑制する取り組み

ニックでは、社内全体で統一された在庫管理システムによって、各店舗における薬品在庫の状況をリアルタイムで把握し、管理している。このシステムを活用することで、店舗間で必要な薬品をスムーズに受け渡すことが可能になった。結果として全社単位での廃棄ロスの削減に大きく貢献している。また、小分けにされていない医薬品に関しては、ニックから薬問屋へと返品する仕組みをとっている。この返品された医薬品は、その薬問屋が有するネットワークを通じて、他の需要がある場所へと適切に融通される。ニックと薬問屋とのつながりにより、不必要に廃棄される医薬品の量を減らし、資源の有効活用を図っている。

また同社では、会議資料の電子化などにより全社的にペーパーレス化を推進している。さらに電子処方箋への対応が今後必要となることもあり、薬局においてもペーパーレス化が進められる予定である。電子化の取り組みは社内だけに留まらず、医薬品の卸売業者との納品やその他のやり取りへも拡大されている。今後は、同社が事業活動で使用するコピー機のカウンターについてモニタリングを開始し、紙の使用量削減に取り組むこととしている。

#### (2) 廃棄物の適切な管理に関する取り組み

期限切れの医薬品などに関しては、専門的な廃棄処分により適正な管理が求められる。ニックでは、医薬品などの医療廃棄物や針などの産業廃棄物に関しては、専門の処理事業者に依頼することで適切に処理を行っている。

同社が取り組む廃棄物の適正な管理は、同社の事業活動から発生する廃棄物だけではない。在宅医療での自己注射に用いられる注射針は、1 回ごとに使い捨てるものだが、この使用済み注射針によって、ごみ回収作業員の針刺し事故が発生する恐れがあった。福岡市や東京都など各地区の薬剤師会では、賛同が得られた薬局に自己注射に用いられた使用済み注射針を患者が持ち込みできるような回収箱を設置し、地区薬剤師会が運営する医薬品管理センターに集積して適正に廃棄処理している。同社が運営する薬局においても、使用済み注射針回収し医療廃棄物の管理が適正に行われるような仕組みを整備している。

#### ▼自己注射針回収薬局ポスター

福岡市使用済み自己注射針回収モデル事業

**使用済み自己注射針**は「このポスターを掲示している薬局」へお持ちください。


**薬局**

使用済み自己注射針は、ペットボトルに入れて回収薬局にご持参ください。ご不明点がございましたら、薬局窓口でお尋ねください。

当薬局は**使用済み自己注射針回収薬局**です。

資料)福岡市環境局 HP

## 環境面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	廃棄物
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの抑制
テーマ	廃棄物の削減
取組内容	紙の使用量の削減
SDGs との関連性	<p>12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> 
KPI(指標と目標)	<p>2024 年度までに同社における紙の使用量について、コピー機のカウンターによるモニタリングを開始する。</p> <p>2029 年度までに紙の使用量を 2024 年度比で 20%削減する。</p>



## 2-2 社会・環境・経済面での活動と KPI

### (1) 質の高い医療を提供するための取り組み

ニックでは、2023年1月26日に運用が開始された電子処方箋<sup>5</sup>の受け入れ体制を整備しており、地域住民がより質の高い医療サービスを受けられるよう取り組んでいる。医療機関で患者が電子処方箋を選択し、かつ医師・歯科医師・薬剤師が患者への投薬情報を参照することに同意をすることで、複数の医療機関・薬局にまたがる投薬情報を共有することができるようになる。医師・歯科医師・薬剤師は、今回処方・調剤する薬と飲み合わせの悪い薬を服用していないかなどの確認が可能となり、薬剤情報にもとづいた医療を受けられるようになる。

電子処方箋の受け付けに対して薬局側に求められる対応は、大まかに2つである。まず、電子処方箋の発行や閲覧には資格が求められ、医師や薬剤師は HPKI カード<sup>6</sup>の取得が必要となるが、同社が運営する薬局では全店舗の管理者がすでに取得している。2つ目の条件として、店舗において端末の整備が必要となる。現在整備済みの店舗は1店舗であり、これについても順次導入を進めていく予定である。

### 社会・経済・環境面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	健康・衛生、廃棄物、経済収束
インパクトの別	健康・衛生: ポジティブ・インパクトの増大 廃棄物: ネガティブ・インパクトの抑制 経済収束: ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	より質の高い医療を提供するための体制整備
取組内容	電子処方箋に対応する薬局の整備
SDGs との関連性	<p>3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p>  <p>3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。</p> <p>9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p> 
KPI(指標と目標)	電子処方箋の受け付けに対応する薬局の数を2028年度までに全店舗にする。 (2024年3月1日現在 1店舗)

<sup>5</sup> 電子処方箋とは、紙で発行していた処方箋を電子化したものである。投薬情報が共有されることで、これまでより質の高い投薬指導や薬局の待ち時間短縮、在宅医療の患者にも効率的な投薬管理が期待される。

<sup>6</sup> HPKI(Healthcare public key Infrastructure)とは、厚生労働省が策定した要件に基づく医療現場における電子署名や電子認証を行う基盤のことであり、電子証明書が格納された HPKI カードで電子署名や電子認証を行う。



## 2-3 社会面での活動と KPI

### (1)働きやすい職場環境への取り組み

ニックでは従業員が仕事と生活を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めている。勤怠管理システムについて一部店舗を除くほぼ全ての店舗で運用しており、労働時間の把握に努めている。なお、2023年4月期(2022年5月～2023年4月)における従業員の平均残業時間は3.34時間と法定労働時間内であることを確認している。時間外労働に関しては、全社的に縮減に努めており、2019年4月期と比較すると4時間49分の縮減を達成している。

#### ▼ニック従業員の1月あたり平均残業時間

2019年4月期	2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期	2023年4月期
9時間1分	6時間33分	3時間52分	3時間43分	4時間12分

資料)ニック提供

また、有給休暇の取得状況に関して、2023年度における正社員の平均有給休暇取得日数が5.0日以上であることを確認している。

### (2)人材育成への取り組み

ニックでは、従業員のキャリア段階に応じた多様な研修を実施し人材育成に努めている。具体的には、新卒採用および中途採用の薬剤師を対象とした新人研修、入社2年目を対象としたフォローアップ研修、そして、入社3年目以降を対象とした中堅社員研修を実施している。これらの研修の対象は、参加を募るのではなく、対象となる従業員を会社が指定している。

また、薬剤師が参加する勉強会等の参加費についても同社が負担しており、希望者全員が対象となる。これには、各地域の薬剤師会が定期的で開催する勉強会への参加費が含まれ、年間12回以上の参加で全額補助が受けられる。対面での勉強会だけでなく、同社が契約する薬剤師向けウェブ研修への参加費も負担している。さらに勉強会だけでなく、年に1回九州・山口で開催される学会の参加費についても補助している。

同社は、資格取得についても支援しており、認定薬剤師が3年後ごとに必要な認定更新料を全額負担している。これらの取り組みを通じて、従業員が専門知識とスキルを向上させる機会を提供し、職業的成長と発展を支援している。

#### ▼ニックが提供する教育・研修システム

##### 教育・研修システム education & training system

##### 4月：新人研修

【対象】新卒・新人社員

【内容】接遇・調剤についての講義・実務研修：指定薬局にて1週間

##### 5月：フォローアップ研修

【対象】入社2年目

【内容】接遇・ビジネスマナー

##### 9月：中堅社員研修

【対象】入社3年目以降

【内容】自己改革・チーム形成術・職場の問題解決・顧客満足度の増強・その他

##### 11月：新人研修

【対象】中途採用者(5～11月入社)

【内容】接遇

資料)ニック HP

## 2-4 社会・経済面での活動と KPI

### (1) 地域住民の健康増進への取り組み

ニックは、全国で 76 店舗(2024 年 3 月 1 日現在)の調剤薬局を運営している。それらの薬局では、地域医療機関等と連携しながら地域のかかりつけ薬局としての役割を果たすことで、住民の健康増進につなげている。また、お薬手帳持参者については、飲み合わせなどを確認し、状況に応じて医療機関に確認している。

同社が運営する薬局のうち

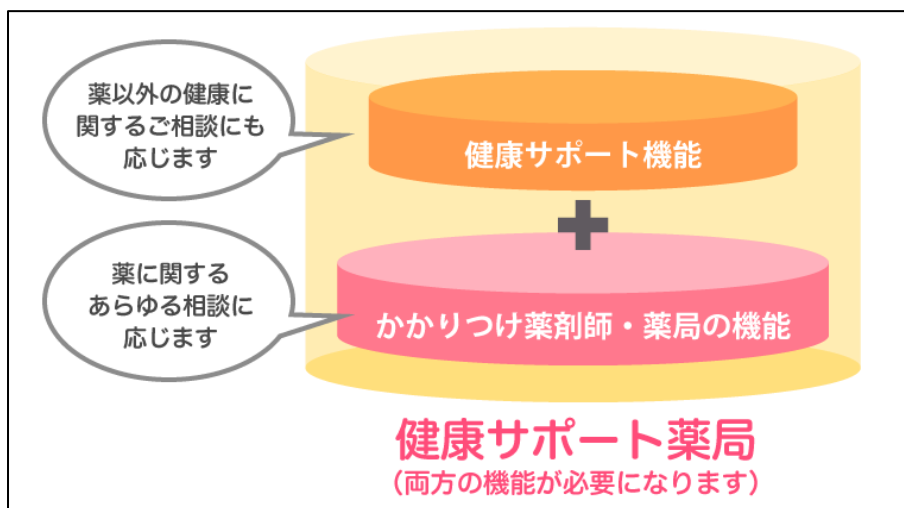
1 店舗は健康サポート薬局<sup>7</sup>として都道府県知事に届出を行っている。健康サポート薬局としての役割は、地域住民が安心して立ち寄ることができる身近な存在として、定期的に健康相談を行うなど健康に関する相談役の一つとなることである。この取り組みにより、地域住民の健康意識の向上と健康寿命の延伸に貢献している。届出を行っていない

店舗においても健康相談を受け付けており、そうした店舗に常駐する薬剤師においても、健康サポート薬局の認定基準に基づく研修<sup>8</sup>を受講し、修了している。今後、同社はこのような機能を持つ薬局の店舗数を増やすことで、地域住民の健康増進に寄与する拠点をさらに増加させることとしている。

また、同社が運営する薬局のうち 2 店舗は、卒煙サポート薬局<sup>9</sup>として福岡県に登録されている。これらの薬局では、薬剤師が禁煙に関する相談を受け付けることで、喫煙者だけでなく受動喫煙者の健康被害を防ぐ役割を果たしている。

さらに、同社が運営する薬局の全店舗は、処方箋ネット受付サービスに対応している(2024 年 3 月 1 日現在)。このサービスを利用することで、患者は撮影あるいはスキャンした処方箋の画像データをあらかじめ店舗に送信し、希望する時間に薬を受け取ることができる。このシステムは、患者にとって処方までの待ち時間短縮につながるだけでなく、薬局での滞留時間が短縮することから、感染症対策の一環としても有効だと考えられる。

### ▼健康サポート薬局の役割



資料)公益社団法人 日本薬剤師会 HP

<sup>7</sup> 健康サポート薬局とは、厚生労働大臣が定める一定基準を満たしている薬局として、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加え、市販薬や健康食品に関することから、介護や食事・栄養摂取に関することまで気軽に相談できる薬局を指す。

<sup>8</sup> 平成 28 年厚生労働省告示第 29 号に基づく、要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を指す。

<sup>9</sup> 卒煙サポート薬局とは、福岡県および福岡県薬剤師会が養成した禁煙相談員を配置した薬局として登録された薬局を指す。相談員が禁煙したい人からの相談に応じたり、相談者に合った禁煙方法などの情報提供を行ったりする。

## (2) 病院・医院の開業や経営支援のための取り組み

ニックは、病院・医院の新規開業や経営課題等に対するコンサルティング業務を行っている。同社には医薬経営コンサルタント<sup>10</sup>が所属しており、薬局や医療機関などの開業希望者に対して進出可能な立地を調査する、あるいは立地可能なスペースがすでにある場合は条件に合致するような医療関係者を誘致する形で、開業支援を行っている。前者のように立地から探す場合は、不動産関係者や薬問屋などと協力しながら商圈分析を行うことで、開業支援を行っている。こうした取り組みによって、地域が必要とする医療サービスの確保あるいは拡充につなげている。

## (3) 多様な人材活躍のための取り組み

ニックは、高齢の従業員が活躍できる機会の提供に積極的に取り組んでいる。同社の定年は60歳であるが、本人の希望があれば無条件に1年ごとに契約を延長することができることは勿論、65歳以上においても、本人の希望と健康状態を見ながら雇用を継続する。実際に70歳代となっても同社の業務に携わる従業員がいるなど、定年後も同社で働き続けるシニア層は少なくない。この雇用制度の対象者は薬剤師だけでなく、事務職においても適用されている。

## (4) 女性活躍のための取り組み

ニックでは、女性の活躍を推進することで、すべての社員がいきいきと働くことができる職場環境の整備を目指している。同社は、2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間の計画期間とした女性活躍推進法に基づく行動計画を策定している。同計画では、目標として管理職に占める女性労働者割合を50%以上と定めており、その対策として『自己申告書の「やってみたい職種・業務」欄の有効活用』『各エリアマネージャーによる店舗管理者候補の推薦』『店舗管理者候補社員向け管理者研修の実施』を挙げている。計画期間終了後も女性活躍に向けた取り組みを継続して推進することとしている。



同社では、育児休業の取得促進にも積極的であり、女性の育児休業取得率100%を維持している。育児休業から復帰する場合など、従業員からの要望に応じて勤務場所を調整している。育児に関連して時短勤務の制度を整備しており、子育て中の従業員を支援している。例えば時短勤務等でシフトが調整できない場合は、エリアで調整し他の店舗の従業員がシフトを調整するなど全体でカバーする仕組みを整えている。男性の育児休業に関しては、これまで希望者がいなかったこともあり、取得実績はない。今後は、就業規則の改正などを行いながら、男性が育児休暇を取得しやすい職場環境の構築に努める。

## (5) 人材雇用に関する取り組み

ニックでは、薬剤師・医療事務従事者について継続して採用活動を行っており、雇用を創出することで地域貢献を果たしている。一方、現時点では具体的な採用計画を策定しているわけではない。地元の大学をはじめとした教育機関に担当者が出向き説明会を実施して、採用活動を行っている。実際に2024年度入社予定の新卒採用予定者も2名いる。

<sup>10</sup> 医薬経営コンサルタントとは、(公社)日本医薬経営コンサルタント協会が認定する資格であり、資格取得にあたっては、指定講座の受講、一次試験、二次試験(論文審査)という段階がある。資格取得後も生涯研修として継続研修の履修が義務づけられている。

## 社会・経済面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	健康・衛生、経済収束
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	安全管理体制の充実や強化
取組内容	地域住民の健康増進への取り組み
SDGs との関連性	<p>3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p>  <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p> 
KPI(指標と目標)	<p>地域支援体制加算<sup>11</sup>の施設基準を満たす薬局の数を2028年度までに20店舗に増加させる。 (2024年3月1日現在 14店舗)</p>

<sup>11</sup> 地域医療に貢献している薬局を評価するために設けられた加算であり、かかりつけの薬剤師による適切な薬学的管理や服薬指導の実績、在宅薬剤管理の実績、休日や夜間の対応実績等が評価項目となる。

インパクトリーダーとの関連性	雇用、包摂的で健全な経済
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	女性の活躍推進
取組内容	女性活躍推進のための取り組み
SDGs との関連性	<p>5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。</p>  <p>8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。</p>  <p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>
KPI(指標と目標)	2024年度までに管理職に占める女性の割合を50%以上とし、この割合を維持する。 (2024年3月1日現在 46%)

### 3. 包括的分析

#### 3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FI のインパクト分析ツールを用いて、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「健康・衛生」「雇用」「包摂的で健全な経済」が、ネガティブ・インパクトとして「雇用」「廃棄物」が特定された。なお、「雇用」について、ネガティブなインパクトが十分に抑制されていることが確認されたことから、KPI は設定しない。

#### 3-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定

ニックの個別要因を加味して、インパクト領域を特定した。その結果、同社のサステナビリティ活動に関連のあるポジティブ・インパクトとして「教育」「経済収束」を追加した。

#### 【特定されたインパクト領域】

	UNEP FI のインパクト分析ツール により抽出されたインパクト領域		個別要因を加味し 特定されたインパクト領域	
	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 (一連の固有の特徴がニーズを満たす程度)				
水	○	○	○	○
食糧	○	○	○	○
住居	○	○	○	○
健康・衛生	●	○	●	○
教育	○	○	●	○
雇用	●	●	●	●
エネルギー	○	○	○	○
移動手段 (モビリティ)	○	○	○	○
情報	○	○	○	○
文化・伝統	○	○	○	○
人格と人の安全保障	○	○	○	○
正義・公正	○	○	○	○
強固な制度・平和・安定	○	○	○	○
質 (物理的・化学的構成・性質) と有効利用				
水	○	○	○	○
大気	○	○	○	○
土壌	○	○	○	○
生物多様性と生態系サービス	○	○	○	○
資源効率・安全性	○	○	○	○
気候	○	○	○	○
廃棄物	○	●	○	●
人と社会のための経済的価値創造				
包摂的で健全な経済	●	○	●	○
経済収束	○	○	●	○

---

### 3-3 特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性

ニックのサステナビリティ活動のうち、ポジティブ面のインパクト領域としては、地域住民の健康増進への取り組み及び質の高い医療を提供するための取り組みが「健康・衛生」「経済収束」、病院・医院の経営支援に関する取り組みが「健康・衛生」「包摂的で健全な経済」人材育成への取り組みが「教育」、多様な人材活躍のための取り組み、女性活躍のための取り組み、人材雇用に関する取り組みが「雇用」「包摂的で健全な経済」に資する取り組みと評価される。

一方、ネガティブ面においては、従業員の働きやすい職場環境の整備が「雇用」、質の高い医療を提供するための取り組み、廃棄物発生を抑制する取り組み、廃棄物の適切な管理に関する取り組みが「廃棄物」に該当する。

### 3-4 インパクト領域の特定方法

UNEP FI のインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、ニックのサステナビリティに関する活動を同社の HP、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境を勘案し、同社が環境・社会・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、同社の活動が、対象とするエリアやサプライチェーンにおける環境・社会・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの低減に最も貢献すべき活動を、インパクト領域として特定した。

#### 4. 地域経済に与える波及効果の測定

ニックが本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの KPI を達成することによって、現在の売上高 274 億円を、5 年後に売上高 341 億円とすることを目標とする。

このような同社の事業による地域経済への効果を、「福岡県産業連関表」を用いて試算すると、現在の売上高(274 億円)によっても、計 245 億円の経済波及効果をもたらす。そのうち、小売部門のマーヅン分の 112 億円が同社に帰属する効果となり、133 億円(=245 億円-112 億円)が社外への経済波及効果であるものと試算される。

さらに、上記の売上高 341 億円の目標を実現した場合、小売部門のマーヅン分の 140 億円が同社に帰属する効果となり、166 億円(=306 億円-140 億円)は社外への経済波及効果である。

なお、この 306 億円の経済波及効果(生産誘発額)は、203 億円の付加価値を生み、そのうち 106 億円は雇用者への所得となる。このようなメカニヅムによって、地域内に各種需要が喚起され、その経済効果は幅広い産業へ及ぶこととなる。

		生産誘発額		
		生産誘発額	うち粗付加価値誘発額	うち雇用者所得誘発額
売上目標		34,100		
売上のうち県内産業の需要に繋がる効果		(百万円)		
県内需要増加効果		19,592	13,950	7,869
	うち当社帰属分	14,062	-	-
第1次波及効果		5,925	3,101	1,447
第2次波及効果		5,096	3,322	1,291
合計		30,613	20,373	10,607

第一次波及効果は同社の売上と同社の生産増に必要な原材料やサービス需要による効果

第二次波及効果は、第一次波及効果で誘発される生産増に伴い増加する雇用者所得がもたらす消費需要による効果

波及効果の倍率 **1.56** 倍

※波及効果の倍率は、生産誘発額の合計/県内需要増

※当社帰属分以外の県内需要増は同社取り扱い商品の輸配送にかかる貨物輸送費用分



産業別にみた経済波及効果は、同社の主軸事業である「商業」が占める割合が非常に大きい。その他「その他の対事業所サービス」「医薬品」「自家輸送」などにも同社がもたらす生産と需要が広く波及するものとみられる。

順位	産業部門	金額 (百万円)	順位	産業部門	金額 (百万円)
1	商業	18,849	6	道路輸送(自家輸送を除く。)	696
2	その他の対事業所サービス	1,484	7	不動産仲介及び賃貸	661
3	医薬品	797	8	通信	561
4	自家輸送	734	9	電力	445
5	金融・保険	722	10	住宅賃貸料	339

## 5. マネジメント体制

ニックでは、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、プロジェクトチームを結成した。最高責任者として吉川 正男 代表取締役を中心に、グループの事業活動とインパクトとの関連性、KPI の設定などについて検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、吉川 正男 代表取締役を最高責任者とし、吉川 史章 取締役を実行責任者としたプロジェクトチームを中心として、全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施していく。

最高責任者	代表取締役 吉川 正男
実行責任者	取締役 吉川 史章
担当部署	管理本部

## 6. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、西日本シティ銀行とニックの担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。

西日本シティ銀行は、KPI 達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは西日本シティ銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成した KPI に関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などにより KPI を変更する必要がある場合は、西日本シティ銀行とニックが協議の上、再設定を検討する。

以上

### 本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、九州経済調査協会が、西日本シティ銀行から委託を受けて実施したもので、九州経済調査協会が西日本シティ銀行に対して提出するものです。
2. 九州経済調査協会は、依頼者である西日本シティ銀行および西日本シティ銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するニックから供与された情報と、九州経済調査協会が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな評価を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者および本件問い合わせ先>  
公益財団法人 九州経済調査協会  
調査研究部 研究員 永野敦嗣

〒810-0004  
福岡市中央区渡辺通2-1-82電気ビル共創館5階  
TEL 092-721-4905 FAX 092-721-4904

## 第三者意見書

2024年3月29日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社ニックに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社西日本シティ銀行

評価者：公益財団法人九州経済調査協会

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



### I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社西日本シティ銀行（「西日本シティ銀行」）が株式会社ニック（「ニック」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、公益財団法人九州経済調査協会（「九州経済調査協会」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。西日本シティ銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、九州経済調査協会と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、西日本シティ銀行及び九州経済調査協会にそれを提示している。なお、西日本シティ銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
  - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

---

西日本シティ銀行及び九州経済調査協会は、本ファイナンスを通じ、ニックの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ニックがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

---

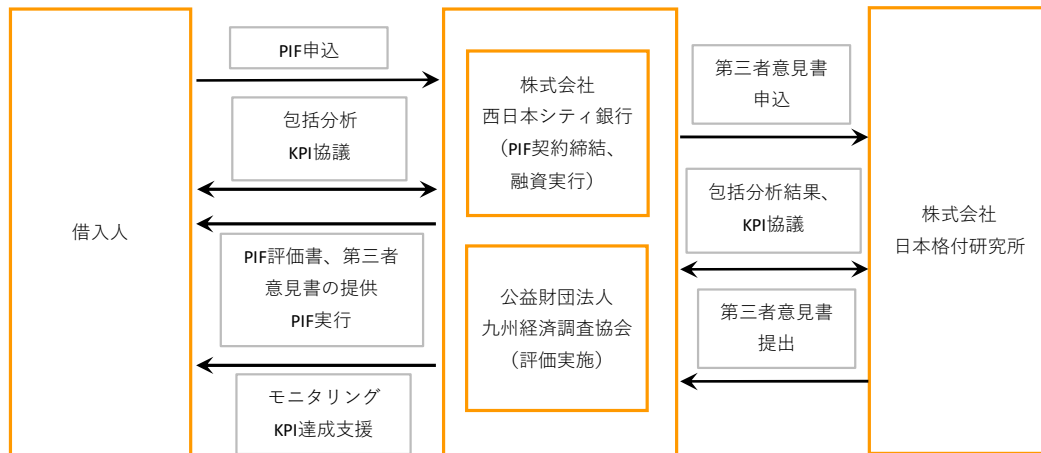
JCR は、西日本シティ銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

---

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 西日本シティ銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：西日本シティ銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、西日本シティ銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、西日本シティ銀行からの委託を受けて、九州経済調査協会が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

---

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

---

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て九州経済調査協会が作成した評価書を通して西日本シティ銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

---

### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、九州経済調査協会が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるニックから貸付人である西日本シティ銀行及び評価者である九州経済調査協会に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

---

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

望月 幸美

望月 幸美





### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル